

うきは市農業委員会第4回総会議事録

[開催日時] 令和3年6月10日(木)午後1時30分から

[開催場所] りり色ふるさと館 研修室4・5

[議事日程]

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について
議案第4号 うきは市農業振興地域整備計画の変更について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権設定)について
議案第6号 非農地判断(非農地証明願い)について
議案第7号 非農地判断(荒廃農地の非農地判断)について
議案第8号 うきは市空き家に付属した農地の指定について(下限面積における別段の面積)

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告第2号 土地改良届について

報告第3号 耕作台帳名義人変更届について

(出席委員)

会長	16番	佐々木 芳幸			
会長職務代理人	15番	中村 稔			
委員	1番	樋口 健次	8番	高浪 眞次	
	2番	佐々木 光則	9番	樋口 美智子	
	3番	後藤 一善	10番	家永 学	
	4番	園田 忠行	11番	尾花 里美	
	5番	森 和正	12番	堀江 清成	
	6番	内山 良江	13番	佐藤 和弘	
	7番	後藤 義道	14番	日野 吉光	

(農業委員会職員)

事務局長 石井 太 係長 樋口 秀夫 主事 杉 真

(農林振興課農政係職員)

事務主査 井上 慎也

局長 只今より第4回うきは市農業委員会定例総会を開催いたします。それでは農業委員会会議規則第5条に基づきまして会長に議事の進行をよろしくお願い致します。

議長 本日の議事録署名人は7番委員と8番委員です。よろしく申し上げます。

議長 それでは議案第1号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-1上程)

事務局 (議案1-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 前々回の総会で転用申請が上がっていた農地の西側です。申請地の周辺は宅地化が進んでおり、やむを得ないかと思えます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

5番 先程の説明の通りです。特に問題ないと思えますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案1-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-2上程)

事務局 (議案1-2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の説明を求めます。

分科会長 場所的にも計画的にも問題ないと思えます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

4番 周囲は宅地化が進んでいる場所でもありますので、やむを得ないかと思えます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 続きまして議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 2 - 1 上程)

事務局

(議案 2 - 1 説明・朗読)

議長

それでは担当委員の説明を求めます。

15 番

場所は百年公園への上り口のところで、申請者は新規就農で数年前よりうきは市で農業を営んでおります。息子さんも農業学校に通っている様ですので後継者問題の方も問題ないようです。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2 - 1 に賛成の方は挙手を求めます。

議長

全員賛成という事で許可とします。

議長

引き続き議案 2 - 2 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 2 - 2 上程)

事務局

(議案 2 - 2 説明・朗読)

議長

それでは担当委員の説明を求めます。

4 番

わずかな面積の為、何か作付けするという事は難しいかと思っておりますので、管理のみになるのではないかと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2 - 2 に賛成の方は挙手を求めます。

議長

全員賛成という事で許可とします。

議長

引き続き議案 2 - 3 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 2 - 3 上程)

事務局

(議案 2 - 3 説明・朗読)

議長

それでは担当委員の説明を求めます。

1 番

場所は姫治小学校の北側になります。申請地は畑として利用が難しい場所ですので、ゆくゆくは山林としての活用を考えた方がいいのかなと思われました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2 - 3 に賛成の方は挙手を求めます。

議長

全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案２－４を議題とします。事務局説明をお願いします。
(議案２－４上程)

事務局 (議案２－４上程・朗読)

議長 それでは担当委員が私ですので説明します。

16番 申請地は浮羽山西団地の一面です。申請地の周辺は耕作放棄地が増えてきておりますが、譲受人はこちらで栗、果樹、苗木の栽培をしていくようです。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案２－４に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案２－５を議題とします。事務局説明をお願いします。
(議案２－５上程)

事務局 (議案２－５説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

14番 親戚間でのやり取りとの事です。以前より話があったようで、今回の申請に至っております。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案２－５に賛成の方は挙手を求めます。

議長 賛成多数という事で許可とします。

議長 引き続き議案２－６・７・８を議題とします。これらの案件は譲受人が同一の為一括して審議いたします。事務局説明をお願いします。
(議案２－６・７・８上程)

事務局 (議案２－６・７・８説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 譲受人は筑後市在住の方で、以前より農業をしてみたかったようで、作物は桃とブルーベリーを計画しているようです。場所が場所ですので今後、荒廃地とならないようにフォローが大事かと思われまます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

10番 譲受人は古民家の購入を検討していたところ、古民家に隣接してる今回の申請地に行き着いたそうです。将来的には移住を考えているみたいですが、しばらくは通いながらの管理になるという事でした。皆様のご審議をよろしくお願

します。

5 番 先ほどの説明の通りです。趣味の延長のような形になるかと思われま。地上げも行うところで伺っておりますので、上げた後にできなくなったという事がないようにしていただきと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

1 2 番 所有の農機具がトラクターのみになっておりますが、その他の必要な農機具はどのようにお考えなのでしょうか？

事務局 市内に知人がいるようですので、その方に借りるようです。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2 - 6・7・8 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 賛成多数という事で許可とします。

議長 続きまして議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3 - 1・2・3・4 上程)

事務局 (議案 3 - 1・2・3・4 説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

1 3 番 こちらの事業を利用するメリットはどのような事がありますか？

事務局 一番大きなメリットとしては譲渡人の税金面での控除になります。その他にも登記の手続きを機構の方が行ってくれます。ただし、こちらの事業を利用する条件として農振地であることが必須条件になっております。

1 2 番 議案 1 号の反当の金額が他の案件と比べて高くなっておりますが、何か理由があるのでしょうか？

事務局 議案 1 号の農地は果樹の木が植わっているため、金額が高くなっているようです。対して、議案 4 号の金額は極端に低くなっておりますが、こちらは先ほどの議案 2 - 2 で審議した案件の農振地部分です。譲渡人の依頼により今回の売買に至っておりますので、金額がこのように低くなっております。

1 0 番 譲受人の条件等は何かありますか？

事務局 まず譲受人が下限面積をクリアしている事が第一条件になってきます。よって、認定農業者ではないと使えないという訳ではありません。しかし前提として、今もこれから先も農業を大々的にやっていくという方がメインになってきますので、新規就農者がこの事業を利用するという事はこの制度の趣旨からしても違うのかなと思っております。

局長 金銭的な条件というのは当人同士での話ですので、こちらも深くまでは介入できないところになります。こちらの事業は国が間に入るのでトラブル防止にもつながりますので、活用できる土地であれば勧めていく方針です。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第3号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事でうきは市長に報告します。

議長 次に議案第4号 うきは市農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。こちらについては農林振興課農政係のほうから説明をお願いします。

農政係 うきは市農林振興課農政係から説明をいたします。議案書に沿って説明をさせていただきます。

(議案第4号上程)

農政係

(議案第4号説明・朗読)

議長 こちらも分科会で現地確認を行っております。浮羽と吉井で分かれて現地確認を行っておりますので、それぞれの代表の方は意見を求めます。

8番 吉井町は一般住宅と事業所の敷地拡張との事での除外申請でした。全体的にやむを得ないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

15番 浮羽町は植林と貯木場の為の除外と高収益事業の為の編入のようです。こちらもやむを得ないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

8番 議案4-9は三春工業団地の兼ね合いで除外していたのではないですか？

局長 三春工業団地からは少し離れております。また、基盤整備が行われていない様ですので元々農振外かと思われます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第4号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事でうきは市長に報告します。

議長 引き続き議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権設定)について を議題とします。こちら農政係から説明をお願いします。

(議案第5号上程)

農政係

(議案第5号説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

13番 受け付けは年間何回行ってますか？また、契約の種類についても教えてください。

農政係 6月と11月の年2回受付をしております。契約の種類については賃借権と使用貸借権です。

8番 整理番号498番の借り手が農業都市デザインシステム研究所という法人ですが、どういう法人なんですか？それと整理番号506番の方の住所が東京

になっていますがこれはどういうことですか？

農政係 番号498の借り手ですが、田主丸で「いのうえ農園」という農園を運営しております。また番号506番の方ですが、住民票が東京にあるだけで実際は星野に居住しているそうです。星野から田箆へ通作することになります。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第5号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事でうきは市長に報告します。

議長 引き続き議案第6号 非農地判断(非農地証明願い)について を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第6号上程)

事務局 (議案第6号説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

1番 申請地の周囲も同じような状況で、近隣の所有者もどこが自分の農地かも分からないとの事です。このような形で整理していかないとやむを得ないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第6号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で非農地と判断します。

議長 続きまして議案第7号 非農地判断(荒廃農地の非農地判断)についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第7号上程)

事務局 (議案第7号説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

8番 こういう形で荒廃農地を整理していくということですが、次回ほどの地域を対象に実施する予定でしょうか？

事務局 次回は10月頃を予定しております。対象地域は小塩を予定しています。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第7号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で非農地と判断します。

議長 続きまして議案第8号 うきは市空き家に付属した農地の指定についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第8号上程)

事務局 (議案第8号説明・朗読)
議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
13番 下限面積の別段の面積について説明をお願いします。
事務局 空き家に付属した農地の指定を受ければ下限面積が100㎡まで引き下げられ、下限面積をクリアできるのでそのための申請です。
13番 つまり家ありきということですか？
事務局 そうです。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第8号に賛成の方は挙手を求めます。
議長 全員賛成という事で空き家に付属した農地と指定します。
議長 それでは報告に移ります。事務局説明をお願いします。

(報告1～3説明・朗読)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議長 _____ 印

議事録署名者 _____ 印

議事録署名者 _____ 印